

受付印

平成 23 年 10 月 25 日 岡山県 備前 県民局長殿	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	岡山市北区弓之町 6 番 1 号
	免税軽油使用者の氏名又は名称	岡山太郎 (印)
	業 種	農 業
	免税軽油使用者証の番号	岡山県 第 01234 号
	この報告書に回答する係及び氏名並びに電話番号	岡山太郎 (電話 086-123-4567 )

免税軽油の引取り等に係る報告

報告対象期間の末日

報告対象期間	平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで
--------	--------------------------------------

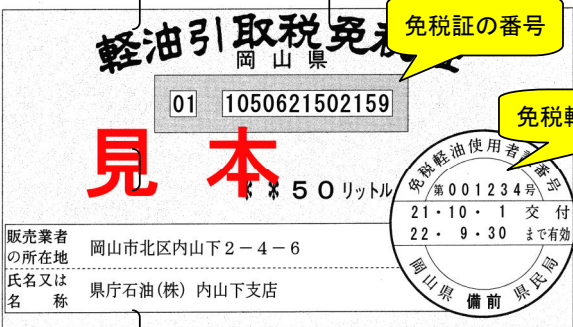
税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 (有)・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項
引取年月日	引取数量(ア)	種 類 枚 数 免税証の記号及び番号

H21/1	免税証記載の販売店以外から軽油を引き取った場合は、( )内に免税証記載の販売店名を記入 岡山県 備前 岡山市北区内山下2-4-6 県庁石油(株)内山下支店	50 <sup>リットル</sup> 1 1050621502159 ~
-------	--	--------------------------------------

H21/10/10	同上	20 1 1050521502097 ~ 50 1 1050621502167 ~
-----------	----	--

H22/05/08	免税軽油の引取り日と販売店への免税証提出日が異なる場合は、( )内に免税証提出日を記入 同上	1050521502119 ~
-----------	---	-----------------

H22/05/12	同上	20 3 1050521502127 ~ 1050521502143
-----------	----	------------------------------------



免税証の番号の付け方は2種類あるので、免税証番号の下6桁をみて、次の①か②の太字の番号順にそろえておくとう便利です。  
①**502159**→**502167**→**502175**→**502183** のように末尾を除く5桁が連続するもの  
②**915124**→**915125**→**915126**→**915127** のように6桁が連続するもの

免税軽油を購入する都度、軽油と引き換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、記載してください。

ドラム缶、自家タンク、ポリ缶などで免税軽油を保有している場合は、(イ)及び(カ)欄は、「実在庫量」を記載してください。

報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	30 リットル
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	200 リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	220 リットル
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量	(オ)	0 リットル
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ)	(カ)	10 リットル

蒸発などにより失われた軽油の量

(裏 面)

免税軽油の数量（使用の事実に関する事実及び有・無）	機械、車両又は設備名（番号）	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間	
	No.1	備前トラクター TR-321(012458)	岡山市北区〇〇町123ほか	120 <small>リット</small>	9 <small>日</small>	10.0 <small>時間</small>
	No.2	県庁コンバイン CM-123(774)	同上	100	4	5.0
	No.3					
	No.4					
	No.5					
合 計			220			
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数		
	20リットル券	1枚				
	50リットル券	1枚				

免税軽油受払簿に記載した実績から、報告対象期間の合計の使用数量、稼働日数、稼働時間を転記してください。

報告対象期間の末日における免税証の保有状況(残数)について、券種ごとに記入してください。

第16号の30様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事務所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び該当免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別葉として増やすことができる。